

確 約 書
Letter of Commitment

Andrew Svanberg Hamilton

(以下「甲」という。)及び株式会社ネクソン(以下「乙」という。)
は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の定める上場規程第 422 条及び施行規則第 2 編第 4 章第 2 節第 2 款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する令和 4 年 4 月 1 3 日割当予定の乙普通株式 30 111 株(以下「本件株式」という。)に関し、以下のとおり確約する。

- 第 1 条 甲は、本件株式の割当を受ける日である令和 4 年 4 月 1 3 日から 2 年間に於いて、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第 2 条 甲は、前条第 1 項に規定する期間に於いて、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第 3 条 甲は、東証の定める上場規程第 422 条及び施行規則第 2 編第 4 章第 2 節第 2 款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第 4 条 甲は、乙が本確約書の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書 1 通を作成し、甲及び乙記名捺印又は署名の上、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以 上

令和 4 年 4 月 1 3 日

甲

住所/Address: [REDACTED] Bandhagen

氏名/Name: Andrew Svanberg Hamilton

署名/Signature:

DocuSigned by:

0BEE737FF27C454...

乙

住所: 東京都港区六本木一丁目 4 番 5 号

名称: 株式会社ネクソン

代表者名: 代表取締役社長 オーウェン・マホニー

Owen Mahoney



確 約 書
Letter of Commitment

Douglas Church

(以下「甲」という。)及び株式会社ネクソン(以下「乙」という。)
は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の定める上場規程第 422 条及び施行規則第 2 編第 4 章第 2 節第 2 款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する令和 4 年 4 月 1 3 日割当予定の乙普通株式 30 111 株(以下「本件株式」という。)に関し、以下のとおり確約する。

- 第 1 条 甲は、本件株式の割当を受ける日である令和 4 年 4 月 1 3 日から 2 年間に於いて、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第 2 条 甲は、前条第 1 項に規定する期間に於いて、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第 3 条 甲は、東証の定める上場規程第 422 条及び施行規則第 2 編第 4 章第 2 節第 2 款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第 4 条 甲は、乙が本確約書の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書 1 通を作成し、甲及び乙記名捺印又は署名の上、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以 上

令和 4 年 4 月 1 3 日

甲

住所/Address: [REDACTED] Stockholm

氏名/Name: Douglas Church

署名/Signature:

DocuSigned by:
Douglas Church
24AB1F171A9E46F...

乙

住所: 東京都港区六本木一丁目 4 番 5 号

名称: 株式会社ネクソン

代表者名: 代表取締役社長 オーウェン・マホニー

Owen Mahoney



確 約 書 Letter of Commitment

Marcus Edholm（以下「甲」という。）及び株式会社ネクソン（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第 422 条及び施行規則第 2 編第 4 章第 2 節第 2 款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する令和 4 年 4 月 13 日割当予定の乙普通株式 30111 株（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

第 1 条 甲は、本件株式の割当を受ける日である令和 4 年 4 月 13 日から 2 年間に於いて、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。

2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。

3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第 2 条 甲は、前条第 1 項に規定する期間に於いて、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第 3 条 甲は、東証の定める上場規程第 422 条及び施行規則第 2 編第 4 章第 2 節第 2 款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第 4 条 甲は、乙が本確約書の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書 1 通を作成し、甲及び乙記名捺印又は署名の上、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以 上

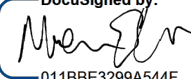
令和 4 年 4 月 13 日

甲

住所/Address: [REDACTED] Tyresö

氏名/Name: Marcus Edholm

署名/Signature:

DocuSigned by:

011BBE3299A544F...

乙

住所: 東京都港区六本木一丁目 4 番 5 号

名称: 株式会社ネクソン

代表者名: 代表取締役社長 オーウェン・マホニー

Owen Mahoney

DocuSigned by:

EC432E2A9A8841D...

確 約 書
Letter of Commitment

Jack Harmer

_____(以下「甲」という。)及び株式会社ネクソン(以下「乙」という。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の定める上場規程第 422 条及び施行規則第 2 編第 4 章第 2 節第 2 款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する令和 4 年 4 月 1 3 日割当予定の乙普通株式 22 583 株(以下「本件株式」という。)に関し、以下のとおり確約する。

- 第 1 条 甲は、本件株式の割当を受ける日である令和 4 年 4 月 1 3 日から 2 年間に於いて、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第 2 条 甲は、前条第 1 項に規定する期間に於いて、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第 3 条 甲は、東証の定める上場規程第 422 条及び施行規則第 2 編第 4 章第 2 節第 2 款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第 4 条 甲は、乙が本確約書の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

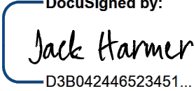
この確約の証として本確約書 1 通を作成し、甲及び乙記名捺印又は署名の上、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以 上

令和 4 年 4 月 1 3 日

甲 住所/Address: [REDACTED] Stockholm

氏名/Name: Jack Harmer

署名/Signature: 
D3B042446523451...

乙 住所: 東京都港区六本木一丁目 4 番 5 号

 名称: 株式会社ネクソン

 代表者名: 代表取締役社長 オーウェン・マホニー

Owen Mahoney

DocuSigned by:



EC432E2A9A8841D...

確 約 書 Letter of Commitment

Jonas Kjellström

（以下「甲」という。）及び株式会社ネクソン（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第 422 条及び施行規則第 2 編第 4 章第 2 節第 2 款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する令和 4 年 4 月 1 3 日割当予定の乙普通株式 22 583 株（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

- 第 1 条 甲は、本件株式の割当を受ける日である令和 4 年 4 月 1 3 日から 2 年間に於いて、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第 2 条 甲は、前条第 1 項に規定する期間に於いて、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第 3 条 甲は、東証の定める上場規程第 422 条及び施行規則第 2 編第 4 章第 2 節第 2 款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第 4 条 甲は、乙が本確約書の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書 1 通を作成し、甲及び乙記名捺印又は署名の上、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以 上

令和 4 年 4 月 1 3 日

甲 住所/Address: [REDACTED] Älta

氏名/Name: Jonas Kjellström

署名/Signature: 

乙 住所: 東京都港区六本木一丁目 4 番 5 号
 名称: 株式会社ネクソン
 代表者名: 代表取締役社長 オーウェン・マホニー

Owen Mahoney DocuSigned by:
 
 EC432E2A9A8841D...

確 約 書
Letter of Commitment

Martin Singh-Blom

(以下「甲」という。)及び株式会社ネクソン(以下「乙」という。)
は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の定める上場規程第 422 条及び施行規則第 2 編第 4 章第 2 節第 2 款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する令和 4 年 4 月 1 3 日割当予定の乙普通株式 22 583 株(以下「本件株式」という。)に関し、以下のとおり確約する。

- 第 1 条 甲は、本件株式の割当を受ける日である令和 4 年 4 月 1 3 日から 2 年間に於いて、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第 2 条 甲は、前条第 1 項に規定する期間に於いて、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第 3 条 甲は、東証の定める上場規程第 422 条及び施行規則第 2 編第 4 章第 2 節第 2 款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第 4 条 甲は、乙が本確約書の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書 1 通を作成し、甲及び乙記名捺印又は署名の上、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以 上

令和 4 年 4 月 1 3 日

甲

住所/Address: [REDACTED] Stockholm

氏名/Name: Martin Singh-Blom

署名/Signature:

DocuSigned by:
Martin Singh-Blom
75AAF233D04A46B...

乙

住所: 東京都港区六本木一丁目 4 番 5 号

名称: 株式会社ネクソン

代表者名: 代表取締役社長 オーウェン・マホニー

Owen Mahoney



確 約 書
Letter of Commitment

Gustav Tilleby

_____（以下「甲」という。）及び株式会社ネクソン（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第 422 条及び施行規則第 2 編第 4 章第 2 節第 2 款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する令和 4 年 4 月 13 日割当予定の乙普通株式 18,819 株（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

- 第 1 条 甲は、本件株式の割当を受ける日である令和 4 年 4 月 13 日から 2 年間に於いて、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第 2 条 甲は、前条第 1 項に規定する期間に於いて、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第 3 条 甲は、東証の定める上場規程第 422 条及び施行規則第 2 編第 4 章第 2 節第 2 款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第 4 条 甲は、乙が本確約書の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書 1 通を作成し、甲及び乙記名捺印又は署名の上、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以 上

令和 4 年 4 月 13 日

甲

住所/Address: [REDACTED] Stockholm

氏名/Name: Gustav Tilleby

署名/Signature:

DocuSigned by:

75D0D057BD6A41F...

乙 住所: 東京都港区六本木一丁目 4 番 5 号

 名称: 株式会社ネクソン

 代表者名: 代表取締役社長 オーウェン・マホニー

Owen Mahoney DocuSigned by:

 EC432E2A9A8841D...

確 約 書
Letter of Commitment

Mikael Högstrom

(以下「甲」という。)及び株式会社ネクソン(以下「乙」という。)
は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の定める上場規程第 422 条及び施行規則第 2 編第 4 章第 2 節第 2 款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する令和 4 年 4 月 1 3 日割当予定の乙普通株式 18 819 株(以下「本件株式」という。)に関し、以下のとおり確約する。

- 第 1 条 甲は、本件株式の割当を受ける日である令和 4 年 4 月 1 3 日から 2 年間に於いて、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第 2 条 甲は、前条第 1 項に規定する期間に於いて、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第 3 条 甲は、東証の定める上場規程第 422 条及び施行規則第 2 編第 4 章第 2 節第 2 款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第 4 条 甲は、乙が本確約書の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書 1 通を作成し、甲及び乙記名捺印又は署名の上、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以 上

令和 4 年 4 月 1 3 日

甲 住所/Address: [REDACTED] Stockholm
氏名/Name: Mikael Högström

署名/Signature: 

乙 住所: 東京都港区六本木一丁目 4 番 5 号

 名称: 株式会社ネクソン

 代表者名: 代表取締役社長 オーウェン・マホニー

Owen Mahoney DocuSigned by:

 EC432E2A9A8841D...

確 約 書 Letter of Commitment

Mikael Linderholm

（以下「甲」という。）及び株式会社ネクソン（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第 422 条及び施行規則第 2 編第 4 章第 2 節第 2 款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する令和 4 年 4 月 13 日割当予定の乙普通株式 18,819 株（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

- 第 1 条 甲は、本件株式の割当を受ける日である令和 4 年 4 月 13 日から 2 年間に於いて、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第 2 条 甲は、前条第 1 項に規定する期間に於いて、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第 3 条 甲は、東証の定める上場規程第 422 条及び施行規則第 2 編第 4 章第 2 節第 2 款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第 4 条 甲は、乙が本確約書の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書 1 通を作成し、甲及び乙記名捺印又は署名の上、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以 上

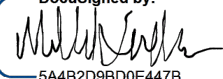
令和 4 年 4 月 13 日

甲

住所/Address: [REDACTED] Stockholm

氏名/Name: Mikael Linderholm

署名/Signature:

DocuSigned by:

5A4B2D9BD0E447B...

乙

住所: 東京都港区六本木一丁目 4 番 5 号

名称: 株式会社ネクソン

代表者名: 代表取締役社長 オーウェン・マホニー

Owen Mahoney



確 約 書
Letter of Commitment

Robert Sammelin

_____（以下「甲」という。）及び株式会社ネクソン（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第 422 条及び施行規則第 2 編第 4 章第 2 節第 2 款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する令和 4 年 4 月 1 3 日割当予定の乙普通株式 18 819 株（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

- 第 1 条 甲は、本件株式の割当を受ける日である令和 4 年 4 月 1 3 日から 2 年間に於いて、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第 2 条 甲は、前条第 1 項に規定する期間に於いて、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第 3 条 甲は、東証の定める上場規程第 422 条及び施行規則第 2 編第 4 章第 2 節第 2 款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第 4 条 甲は、乙が本確約書の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書 1 通を作成し、甲及び乙記名捺印又は署名の上、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以 上

令和 4 年 4 月 1 3 日

甲

住所/Address: [REDACTED] Tullinge

氏名/Name: Robert Sammelin

署名/Signature:

DocuSigned by:

7B68716AFEC94FB...

乙 住所: 東京都港区六本木一丁目 4 番 5 号

 名称: 株式会社ネクソン

 代表者名: 代表取締役社長 オーウェン・マホニー

Owen Mahoney DocuSigned by:

 EC432E2A9A8841D...

確 約 書 Letter of Commitment

Henrik Johansson

_____（以下「甲」という。）及び株式会社ネクソン（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第 422 条及び施行規則第 2 編第 4 章第 2 節第 2 款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する令和 4 年 4 月 1 3 日割当予定の乙普通株式 15 055 _____株（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

- 第 1 条 甲は、本件株式の割当を受ける日である令和 4 年 4 月 1 3 日から 2 年間に於いて、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第 2 条 甲は、前条第 1 項に規定する期間に於いて、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第 3 条 甲は、東証の定める上場規程第 422 条及び施行規則第 2 編第 4 章第 2 節第 2 款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第 4 条 甲は、乙が本確約書の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書 1 通を作成し、甲及び乙記名捺印又は署名の上、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以 上

令和 4 年 4 月 1 3 日

氏名/Name: Henrik Johansson

DocuSigned by:
Henrik Johansson
041C3BD4E1F54A9...

乙

住所: 東京都港区六本木一丁目 4 番 5 号

名称: 株式会社ネクソン

代表者名: 代表取締役社長 オーウェン・マホニー

Owen Mahoney



確 約 書
Letter of Commitment

Johan Mjönes

_____（以下「甲」という。）及び株式会社ネクソン（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第 422 条及び施行規則第 2 編第 4 章第 2 節第 2 款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する令和 4 年 4 月 1 3 日割当予定の乙普通株式 15 055 株（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

- 第 1 条 甲は、本件株式の割当を受ける日である令和 4 年 4 月 1 3 日から 2 年間に於いて、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第 2 条 甲は、前条第 1 項に規定する期間に於いて、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第 3 条 甲は、東証の定める上場規程第 422 条及び施行規則第 2 編第 4 章第 2 節第 2 款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第 4 条 甲は、乙が本確約書の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書 1 通を作成し、甲及び乙記名捺印又は署名の上、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以 上

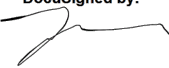
令和 4 年 4 月 1 3 日

甲

住所/Address: [REDACTED] Bagarmossen

氏名/Name: Johan Mjönes

署名/Signature:

DocuSigned by:

B5F700219084433...

乙

住所: 東京都港区六本木一丁目 4 番 5 号

名称: 株式会社ネクソン

代表者名: 代表取締役社長 オーウェン・マホニー

Owen Mahoney



確 約 書
Letter of Commitment

Paul Greveson

_____（以下「甲」という。）及び株式会社ネクソン（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第 422 条及び施行規則第 2 編第 4 章第 2 節第 2 款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する令和 4 年 4 月 13 日割当予定の乙普通株式 15 055 株（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

- 第 1 条 甲は、本件株式の割当を受ける日である令和 4 年 4 月 13 日から 2 年間に於いて、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第 2 条 甲は、前条第 1 項に規定する期間に於いて、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第 3 条 甲は、東証の定める上場規程第 422 条及び施行規則第 2 編第 4 章第 2 節第 2 款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第 4 条 甲は、乙が本確約書の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書 1 通を作成し、甲及び乙記名捺印又は署名の上、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以 上

令和 4 年 4 月 13 日

甲

住所/Address: [REDACTED] Enskededalan

氏名/Name: Paul Greveson

署名/Signature:

DocuSigned by:

D49FC409DB664C5...

乙 住所: 東京都港区六本木一丁目 4 番 5 号

 名称: 株式会社ネクソン

 代表者名: 代表取締役社長 オーウェン・マホニー

Owen Mahoney DocuSigned by:

 EC432E2A9A8841D...

確 約 書
Letter of Commitment

Tomasz Stachowiak

(以下「甲」という。)及び株式会社ネクソン(以下「乙」という。)
は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の定める上場規程第 422 条及び施行規則第 2 編第 4 章第 2 節第 2 款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する令和 4 年 4 月 1 3 日割当予定の乙普通株式 15 055 株(以下「本件株式」という。)に関し、以下のとおり確約する。

- 第 1 条 甲は、本件株式の割当を受ける日である令和 4 年 4 月 1 3 日から 2 年間に於いて、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第 2 条 甲は、前条第 1 項に規定する期間に於いて、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第 3 条 甲は、東証の定める上場規程第 422 条及び施行規則第 2 編第 4 章第 2 節第 2 款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第 4 条 甲は、乙が本確約書の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書 1 通を作成し、甲及び乙記名捺印又は署名の上、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以 上

令和 4 年 4 月 1 3 日

甲 住所/Address: [REDACTED] Stockholm

 氏名/Name: Tomasz Stachowiak

署名/Signature: 

乙 住所: 東京都港区六本木一丁目 4 番 5 号
 名称: 株式会社ネクソン
 代表者名: 代表取締役社長 オーウェン・マホニー

Owen Mahoney DocuSigned by:
 
 EC432E2A9A8841D...

確 約 書
Letter of Commitment

Anastasia Opara

(以下「甲」という。)及び株式会社ネクソン(以下「乙」という。)
は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の定める上場規程第 422 条及び施行規則第 2 編第 4 章第 2 節第 2 款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する令和 4 年 4 月 1 3 日割当予定の乙普通株式 7 527 株(以下「本件株式」という。)に関し、以下のとおり確約する。

- 第 1 条 甲は、本件株式の割当を受ける日である令和 4 年 4 月 1 3 日から 2 年間に於いて、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第 2 条 甲は、前条第 1 項に規定する期間に於いて、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第 3 条 甲は、東証の定める上場規程第 422 条及び施行規則第 2 編第 4 章第 2 節第 2 款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第 4 条 甲は、乙が本確約書の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書 1 通を作成し、甲及び乙記名捺印又は署名の上、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以 上

令和 4 年 4 月 1 3 日

氏名/Name: Anastasia Opara

DocuSigned by:
Anastasia Opara
53EB8B38DAEC4F6...

乙

住所: 東京都港区六本木一丁目 4 番 5 号

名称: 株式会社ネクソン

代表者名: 代表取締役社長 オーウェン・マホニー

Owen Mahoney



確 約 書
Letter of Commitment

Björn Arvidsson (以下「甲」という。)及び株式会社ネクソン(以下「乙」という。)
は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の定める上場規程第 422 条及び施行規則第 2 編第 4 章第 2 節第 2 款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する令和 4 年 4 月 1 3 日割当予定の乙普通株式 7 527 株(以下「本件株式」という。)に関し、以下のとおり確約する。

- 第 1 条 甲は、本件株式の割当を受ける日である令和 4 年 4 月 1 3 日から 2 年間に於いて、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第 2 条 甲は、前条第 1 項に規定する期間に於いて、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第 3 条 甲は、東証の定める上場規程第 422 条及び施行規則第 2 編第 4 章第 2 節第 2 款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

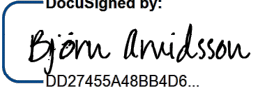
第 4 条 甲は、乙が本確約書の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書 1 通を作成し、甲及び乙記名捺印又は署名の上、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以 上

令和 4 年 4 月 1 3 日

甲 住所/Address: [REDACTED] Hägersten
氏名/Name: Björn Arvidsson

署名/Signature: 
DD27455A48BB4D6...

乙

住所: 東京都港区六本木一丁目 4 番 5 号

名称: 株式会社ネクソン

代表者名: 代表取締役社長 オーウェン・マホニー

Owen Mahoney



確 約 書 Letter of Commitment

Helene Markås

_____（以下「甲」という。）及び株式会社ネクソン（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第 422 条及び施行規則第 2 編第 4 章第 2 節第 2 款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する令和 4 年 4 月 13 日割当予定の乙普通株式 7,527 株（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

- 第 1 条 甲は、本件株式の割当を受ける日である令和 4 年 4 月 13 日から 2 年間に於いて、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第 2 条 甲は、前条第 1 項に規定する期間に於いて、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第 3 条 甲は、東証の定める上場規程第 422 条及び施行規則第 2 編第 4 章第 2 節第 2 款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第 4 条 甲は、乙が本確約書の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書 1 通を作成し、甲及び乙記名捺印又は署名の上、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以 上

令和 4 年 4 月 13 日

甲 住所/Address: [REDACTED] Saltsjö-Boo
氏名/Name: Helene Markås

署名/Signature: 
ECEA101547E340B...

乙 住所: 東京都港区六本木一丁目 4 番 5 号

 名称: 株式会社ネクソン

 代表者名: 代表取締役社長 オーウェン・マホニー

Owen Mahoney

DocuSigned by:



EC432E2A9A8841D...

確 約 書
Letter of Commitment

Oskar Holmkratz

_____（以下「甲」という。）及び株式会社ネクソン（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第 422 条及び施行規則第 2 編第 4 章第 2 節第 2 款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する令和 4 年 4 月 1 3 日割当予定の乙普通株式 7 527 株（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

- 第 1 条 甲は、本件株式の割当を受ける日である令和 4 年 4 月 1 3 日から 2 年間に於いて、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第 2 条 甲は、前条第 1 項に規定する期間に於いて、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第 3 条 甲は、東証の定める上場規程第 422 条及び施行規則第 2 編第 4 章第 2 節第 2 款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

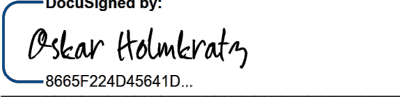
第 4 条 甲は、乙が本確約書の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書 1 通を作成し、甲及び乙記名捺印又は署名の上、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以 上

令和 4 年 4 月 1 3 日

甲 住所/Address: [REDACTED] Upplands Väsby
氏名/Name: Oskar Holmkratz

署名/Signature: 

乙 住所: 東京都港区六本木一丁目 4 番 5 号
 名称: 株式会社ネクソン
 代表者名: 代表取締役社長 オーウェン・マホニー

Owen Mahoney DocuSigned by:
 
 EC432E2A9A8841D...

確 約 書
Letter of Commitment

Sven Grundberg

(以下「甲」という。)及び株式会社ネクソン(以下「乙」という。)
は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)の定める上場規程第 422 条及び施行規則第 2 編第 4 章第 2 節第 2 款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する令和 4 年 4 月 1 3 日割当予定の乙普通株式 7 527 株(以下「本件株式」という。)に関し、以下のとおり確約する。

- 第 1 条 甲は、本件株式の割当を受ける日である令和 4 年 4 月 1 3 日から 2 年間に於いて、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第 2 条 甲は、前条第 1 項に規定する期間に於いて、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第 3 条 甲は、東証の定める上場規程第 422 条及び施行規則第 2 編第 4 章第 2 節第 2 款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第 4 条 甲は、乙が本確約書の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

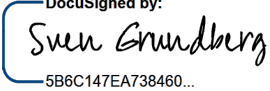
この確約の証として本確約書 1 通を作成し、甲及び乙記名捺印又は署名の上、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以 上

令和 4 年 4 月 1 3 日

甲 住所/Address: [REDACTED] Stockholm

氏名/Name: Sven Grundberg

署名/Signature: 
5B6C147EA738460...

乙 住所: 東京都港区六本木一丁目 4 番 5 号

 名称: 株式会社ネクソン

 代表者名: 代表取締役社長 オーウェン・マホニー

Owen Mahoney

DocuSigned by:



EC432E2A9A8841D...

確 約 書
Letter of Commitment

Pontus Ryman

_____（以下「甲」という。）及び株式会社ネクソン（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第 422 条及び施行規則第 2 編第 4 章第 2 節第 2 款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する令和 4 年 4 月 13 日割当予定の乙普通株式 5645 株（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

- 第 1 条 甲は、本件株式の割当を受ける日である令和 4 年 4 月 13 日から 2 年間に於いて、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第 2 条 甲は、前条第 1 項に規定する期間に於いて、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第 3 条 甲は、東証の定める上場規程第 422 条及び施行規則第 2 編第 4 章第 2 節第 2 款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第 4 条 甲は、乙が本確約書の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

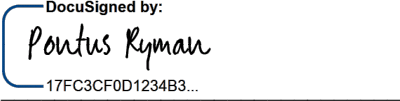
この確約の証として本確約書 1 通を作成し、甲及び乙記名捺印又は署名の上、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以 上

令和 4 年 4 月 13 日

甲 住所/Address: [REDACTED] Sollentuna

氏名/Name: Pontus Ryman

署名/Signature: 

乙

住所: 東京都港区六本木一丁目 4 番 5 号

名称: 株式会社ネクソン

代表者名: 代表取締役社長 オーウェン・マホニー

Owen Mahoney



確 約 書 Letter of Commitment

Robert Berg

_____（以下「甲」という。）及び株式会社ネクソン（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第 422 条及び施行規則第 2 編第 4 章第 2 節第 2 款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する令和 4 年 4 月 1 3 日割当予定の乙普通株式 5 645 株（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

- 第 1 条 甲は、本件株式の割当を受ける日である令和 4 年 4 月 1 3 日から 2 年間に於いて、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第 2 条 甲は、前条第 1 項に規定する期間に於いて、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第 3 条 甲は、東証の定める上場規程第 422 条及び施行規則第 2 編第 4 章第 2 節第 2 款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

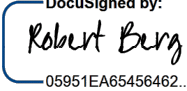
第 4 条 甲は、乙が本確約書の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書 1 通を作成し、甲及び乙記名捺印又は署名の上、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以 上

令和 4 年 4 月 1 3 日

甲 住所/Address: [REDACTED] Bromma
氏名/Name: Robert Berg

署名/Signature: 
05951EA65456462...

乙 住所: 東京都港区六本木一丁目 4 番 5 号
 名称: 株式会社ネクソン
 代表者名: 代表取締役社長 オーウェン・マホニー

Owen Mahoney DocuSigned by:
 
 EC432E2A9A8841D...

確 約 書
Letter of Commitment

Arvid Burström

_____（以下「甲」という。）及び株式会社ネクソン（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第 422 条及び施行規則第 2 編第 4 章第 2 節第 2 款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する令和 4 年 4 月 1 3 日割当予定の乙普通株式 3 763 株（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

- 第 1 条 甲は、本件株式の割当を受ける日である令和 4 年 4 月 1 3 日から 2 年間に於いて、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第 2 条 甲は、前条第 1 項に規定する期間に於いて、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第 3 条 甲は、東証の定める上場規程第 422 条及び施行規則第 2 編第 4 章第 2 節第 2 款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第 4 条 甲は、乙が本確約書の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書 1 通を作成し、甲及び乙記名捺印又は署名の上、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以 上

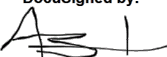
令和 4 年 4 月 1 3 日

甲

住所/Address: [REDACTED] Solna

氏名/Name: Arvid Burström

署名/Signature:

DocuSigned by:

56D744428810428...

乙 住所: 東京都港区六本木一丁目 4 番 5 号

 名称: 株式会社ネクソン

 代表者名: 代表取締役社長 オーウェン・マホニー

Owen Mahoney DocuSigned by:

 EC432E2A9A8841D...

確 約 書
Letter of Commitment

Jacob Shadle

_____（以下「甲」という。）及び株式会社ネクソン（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第 422 条及び施行規則第 2 編第 4 章第 2 節第 2 款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する令和 4 年 4 月 13 日割当予定の乙普通株式 3763 株（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

- 第 1 条 甲は、本件株式の割当を受ける日である令和 4 年 4 月 13 日から 2 年間に於いて、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第 2 条 甲は、前条第 1 項に規定する期間に於いて、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第 3 条 甲は、東証の定める上場規程第 422 条及び施行規則第 2 編第 4 章第 2 節第 2 款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第 4 条 甲は、乙が本確約書の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

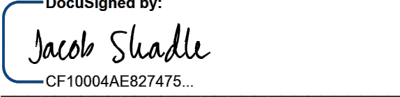
この確約の証として本確約書 1 通を作成し、甲及び乙記名捺印又は署名の上、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以 上

令和 4 年 4 月 13 日

甲 住所/Address: [REDACTED] Stockholm

 氏名/Name: Jacob Shadle

 署名/Signature: 

乙

住所: 東京都港区六本木一丁目 4 番 5 号

名称: 株式会社ネクソン

代表者名: 代表取締役社長 オーウェン・マホニー

Owen Mahoney

DocuSigned by:

EC432E2A9A8841D...

確 約 書
Letter of Commitment

Tom Solberg

_____（以下「甲」という。）及び株式会社ネクソン（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第 422 条及び施行規則第 2 編第 4 章第 2 節第 2 款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する令和 4 年 4 月 13 日割当予定の乙普通株式 3 763 株（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

- 第 1 条 甲は、本件株式の割当を受ける日である令和 4 年 4 月 13 日から 2 年間に於いて、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第 2 条 甲は、前条第 1 項に規定する期間に於いて、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第 3 条 甲は、東証の定める上場規程第 422 条及び施行規則第 2 編第 4 章第 2 節第 2 款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第 4 条 甲は、乙が本確約書の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書 1 通を作成し、甲及び乙記名捺印又は署名の上、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以 上

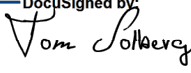
令和 4 年 4 月 13 日

甲

住所/Address: [REDACTED] Karlskoga

氏名/Name: Tom Solberg

署名/Signature:

DocuSigned by:

06AE5151DD7A4EB...

乙 住所: 東京都港区六本木一丁目 4 番 5 号

 名称: 株式会社ネクソン

 代表者名: 代表取締役社長 オーウェン・マホニー

Owen Mahoney

DocuSigned by:



EC432E2A9A8841D...

確 約 書 Letter of Commitment

Jenny Hedman

（以下「甲」という。）及び株式会社ネクソン（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める上場規程第 422 条及び施行規則第 2 編第 4 章第 2 節第 2 款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する令和 4 年 4 月 13 日割当予定の乙普通株式 1881 株（以下「本件株式」という。）に関し、以下のとおり確約する。

- 第 1 条 甲は、本件株式の割当を受ける日である令和 4 年 4 月 13 日から 2 年間に於いて、本件株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間に於いて本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並びに当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同意する。

第 2 条 甲は、前条第 1 項に規定する期間に於いて、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。

第 3 条 甲は、東証の定める上場規程第 422 条及び施行規則第 2 編第 4 章第 2 節第 2 款の規定の内容について承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。

第 4 条 甲は、乙が本確約書の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約の証として本確約書 1 通を作成し、甲及び乙記名捺印又は署名の上、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

以 上

令和 4 年 4 月 13 日

甲

住所/Address: [REDACTED] Stockholm

氏名/Name: Jenny Hedman

署名/Signature:

DocuSigned by:
Jenny Hedman
D03DB1715EC04AB...

乙

住所: 東京都港区六本木一丁目 4 番 5 号

名称: 株式会社ネクソン

代表者名: 代表取締役社長 オーウェン・マホニー

Owen Mahoney

